

**緊急自然災害防止対策事業債および緊急防災・
減災事業債による財政支援の延長について**

近畿ブロック知事会

令和7年7月

緊急自然災害防止対策事業債および緊急防災・減災事業債 による財政支援の延長について

「緊急自然災害防止対策事業」は、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方単独事業による防災インフラの整備を推進できるよう令和元年度に創設された。また、「緊急防災・減災対策事業」は、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象として平成 23 年度に創設されたものであり、地方自治体では、これまで、両事業を活用し河川改修や急傾斜地崩壊対策、公共施設等の耐震化、災害対応のための資機材の整備、治山、林道整備等を進めてきた。

両事業は令和 7 年度までを対象期間とし地方債の発行を可能とする特例措置が設けられているが、近年、災害が全国で頻発・激甚化する中、今後も引き続き長期的に施設や設備の整備等の計画を立てて防災対策に取り組む必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

緊急自然災害防止対策事業債および緊急防災・減災事業債による財政支援の延長を図るとともに、延長期間について現行制度よりも長期的なものとする

令和 7 年 7 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	田	正 純